

## 一般社団法人 測位航法学会 会費規定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人測位航法学会(以下「本学会」という。)の定款第 7 条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

(会員の種別)

第 2 条 会員は毎事業年度内に、年会費を納入しなければならない。なお、年会費は、会員種別に応じて「別表 年会費表」に定める通りとする。会員種別は定款 6 条に示す 5 種とする。

- (1) 正会員 測位、航法、調時及びこれに関連する事項の研究者、技術者のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別法人会員 測位、航法、調時及びこれに関連する事項の研究団体、技術団体のうち、この法人の目的に特に賛同して入会した団体
- (3) 法人会員 測位、航法、調時及びこれに関連する事項の研究団体、技術団体のうち、この法人の目的に賛同して入会した団体
- (4) 学生会員 当法人の事業に関心を持ち入学生
- (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会費の滞納)

第 4 条 正当な理由がなく会費を 3 年以上滞納したときは、理事会の決議により退会させることができる。

(会費の納入方法)

第 5 条 会員は、その事業年度の会費を別途指定する方法で納付しなければならない。

(中途入会時の会費)

第 6 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会日が 11 月以降の場合は免除する。

(改 廃)

第 7 条 この規定を改廃する場合は、総会の承認を経て行なうものとする。

### 年会費表(2020 年度改定)

会員種別	入会金	年会費 (1 口)	備考
正会員	0 円	7,000 円	一口以上
特別法人会員	0 円	300,000 円	一口以上
法人会員	0 円	80,000 円	一口以上
学生会員	0 円	1,000 円	一口以上
賛助会員	0 円	60,000 円	一口以上